

## 報告事項

### 5) 平成21年度父母の会役員選出方法

- 1) 立候補を第一優先とする。同一役職に複数の立候補者が出た場合、当事者同士で話し合ってください。
- 2) 立候補がない場合は、推薦を受けた方が優先候補となるが、当選者名簿への記載には推薦を受けた方の同意を必要とする。推薦を受けた方が複数で、希望する役職が同じ場合、当事者同士で話し合ってください。
- 3) 立候補や推薦で決まらない役職については、公開抽選とする。公開抽選には、クラス幹事に立ち会って頂ける様要請し、立ち会ってもらう。
- 4) 役員抽選免除を申請できるのは、役員経験者家庭、あさひ学園現職常勤教職員家庭、あさひ学園現役理事家庭の3家庭。
- 5) 会長は10名、その他の役員は夫々5名の候補を抽選で選出する。立候補及び2)の推薦のある場合、当人数分を除いて抽選する。
- 6) 抽選をする役職の順番は、会長、副会長、安全、図書、催し物、広報、会計の順とし、上位から抽選する。
- 7) 各役員が、当選順位順に、当選した事を当選者に連絡する。
- 8) 万が一、ある役職で当選者全員が辞退した場合は、当選者全員に臨時会員総会の場で会員に対して、どうして役員を引き受けないのか説明してもらい、辞退の理由を承認してもらう。
- 9) 総会にて当選者全員の辞退が承認された場合、その役職については、その場で、5)に戻り、新しく候補者を選び、それ以下の手順を繰り返す。

#### 【役員免除対象者についての説明】

事前に抽選免除の届け出の出来る役員免除対象者は、①役員経験者、②あさひ現職常勤教職員、及び③あさひ現職理事です。その他の免除理由の方は、事前の受付は致しません。平成17年2月11日開催の会員総会において、未就学児／介護必要者を抱える家庭、健康上不可能な家庭、保護者が二人共にフルタイムの仕事をしている家庭、帰国予定の家庭が事前に免除されないことが可決され、その後、現在迄踏襲されています。

この変更により、①から③以外の免除理由の家庭で、どうしても役員の仕事をできない家庭が抽選により選ばれた場合は、現役員及びその他候補者を交えて勘案されます。